

## 令和元年度第2回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和2年1月21日（火）13：30～16：10

2. 場所：岐阜県庁議会東棟3階 執行部控室

### 3. 出席者

(委員)

一川 哲志 氏	(岐阜新聞社編集局論説委員)
小田切 清子 氏	(税理士)
勝田 美穂 氏	(岐阜協立大学経済学部教授)
久保田 宏 氏	(弁護士)
沢田 和秀 氏	(岐阜大学工学部教授)
豊田 千里 氏	(岐阜家庭裁判所家事調停委員)
山田 伝夫 氏	(中日新聞岐阜支社長)
横田 直和 氏	《委員長》 (関西大学法学部教授)

### 4. 議題

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

(2) 抽出事案に関する説明・審議

- ・公共 治山施設災害復旧事業 門洞地区工事
- ・県営ため池等整備事業 滝ヶ洞地区 滝ヶ洞ため池第1号工事
- ・公共 防災・安全交付金（災害防除）（国補正分）工事
- ・公共 総合治水対策特定河川事業 大規模 県単 河川局部改良事業【債務】 上戸排水機場機器増設工事
- ・アネックステクノ2東棟内部改修機械設備工事
- ・岐阜県郡上総合庁舎エレベーター改修工事
- ・岐阜県庁舎行政棟建築工事

### 5. 議事要旨

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

(委員)

入札参加資格停止措置が行われた業者がいつもより多い気がします。もし多いということであれば、どういった理由でしょうか。

(事務局)

7件ありますが、岐阜県の工事に関するものは2件のみです。他県で処分を受けても、岐阜県の入札参加資格者名簿に登載されていれば同時に処分するといった流れになりますので、結果的には7件になりましたが、特段多いとは考えていません。

(委員)

発注件数には、県の行為を秘密にする必要があるものは含まないとありますが、そのような案件はありましたか。

(事務局)

ありません。

(委員)

低入札価格調査結果一覧表についてですが、最低価格入札者に低入札調査を実施するのが通常だと思うのですが、最低価格入札者ではない業者に低入札調査を実施したという案件については、資料の提出を拒否するなどして辞退されたという解釈でいいですか。

(事務局)

総合評価落札方式で行っている案件なので、価格だけではなく評価点も加味した結果、落札候補者が逆転した事例になります。

(委員)

失格案件については、入札をやり直しているのですか。

(事務局)

入札をやり直すことなく、次順位の業者と契約しています。

## (2) 抽出事案に関する説明・審議について

(委員)

県庁舎建設課の案件は金額がとても大きいので特別に考えて、また別の金額が大きい案件を抽出することはできないでしょうか。

(事務局)

原則抽出件数は7件で進めたいと考えていますが、目玉事業がある場合その都度抽出委員と相談させていただきます。

### 【公共 治山施設災害復旧事業 門洞地区工事】 <下呂農林事務所>

(委員)

災害が発生したのはいつですか。

(説明者)

平成30年6月29日です。

(委員)

入札参加者の中に「無効」がありますが、理由は何ですか。

(説明者)

工期の終期が令和元年10月1日以降のため、消費税相当額を10%で積算しているのですが、入札者が消費税相当額を8%と勘違いして入札したため、10%で考えると入札書比較価格を超過していたので「無効」となりました。

(委員)

図面⑥⑦⑧の工事は何ですか。

(説明者)

図面⑥は、用水路・管理道復旧事業で、農業水路と地域住民が使用する管理道が崩壊したため復旧したものです。図面⑦⑧は、災害緊急関連治山事業で、今年の12月に完成したものです。

(委員)

これらは一連の災害復旧事業なのですか。

(説明者)

そうです。施設災ということで、昭和52年、平成27年に復旧事業をしています。今回は、土砂の流出によって写真③にあるように既設の施設が破壊され、復旧事業を行いました。

(委員)

災害復旧ということで、指名業者を近場の業者のみにするなど、もっと少数を指名することにはしないのですか。

(説明者)

要領上、予定価格が4000万円以上の場合は15者指名することになっています。

(委員)

通常はそれでいいと思いますが、災害復旧についてはそれで間に合うのですか。

(説明者)

災害の発生源である上部から工事施工し、下部の安全確保を行うと同時に土木、JR、農業施設と緊急的に手当てしながら、計画的に進めてきました。

**【県営ため池等整備事業 滝ヶ洞地区 滝ヶ洞ため池第1号工事】** <可茂農林事務所>

(委員)

辞退された業者の方がみえますが、何か特別な理由があるのでしょうか。

(説明者)

入札1回目の辞退については、詳しいことまでは確認しておりませんが、他の事業の関係などによるものと考えられます。入札2回目の辞退については、1回目の入札での入札最低価格が分かったため、それよりも低い金額で入札することが困難と判断したものと想定されます。

(委員)

改修工事ですが、これは大昔に造られたものですか。

(説明者)

一番最初に造られた時期については、詳細は不明ですが、前回の工事は昭和40年代に行っています。

(委員)

それでは、その頃に造った方が、今回の工事を一生懸命落札するぞという関係はないでしょうか。割と新しいものだと、最初に造った方が改修だから当然自分がやるぞということがあると考えます。大昔でも、誰が造ったかは、業者は分かっているかもしれません。

(説明者)

既に40数年たっておりますので、どこが造ったかまでは把握しておりません。

(委員)

各地で様々な災害が発生した際に、ため池の壊れる一つの要因にはヌートリアが穴を開けているというケースがありました。可児には、結構外来種がいると思われそうですが、何らかの配慮などはありますか。

(説明者)

今回の可児市室原では、そのようなことは聞いておりませんが、イノシシが食べ物を求めて穴が掘られるという事案は聞いております。それが幅広くため池にまで発生しているかという、そのような状況ではないものと考えています。

(委員)

1回目と2回目の入札価格がそれぞれで、2者が全く同じ額ですが、こういう数字が出てくるということは、例えば見積の内容が全て一緒というわけではなくて、最後にきりのいい数字に丸めてくるものなのでしょうか。

(説明者)

積算内訳書の内容は確認しましたが、特に全く同じ金額を入れているものではなく、最後の金額が偶然に一緒だったというものでした。

(委員)

1回目と2回目の入札価格が異なることについて、1回目と2回目ではどの部分が下がったのかを把握されるのですか。

(説明者)

2回目については、積算内訳書はいただいておりませんので、そのような比較ということとはできないものとなっております。

(委員)

業者は、2回目が短期間に実施されることで、細かいことは考えないと思います。1回目よりも安くしないと2回目の応札ができないため、1回目の入札価格が厳しめだった業者はもう無理だとして2回目は辞退されて、1回目と同じくらいであれば落札してもよいと考えた業者は2回目も入札されて、2回目はほんの少し低い入札価格となっているわけです。このようなことは、それなりによくある話だと思います。

(委員)

その場合、だいたい機材の値段は一緒だと思うので、人件費を削るものなのでしょうか。

(委員)

外注するものは値段を下げるできないため、他の何かを下げることとなりますが、どこを下げるかについては業者によって異なります。ちゃんと従来の考え方と整合性のつく内容で、説明が出来る部分でやっているものと考えます。発注者としては、下請け等への外注するものを削られた場合には、それはどういうことかと尋ねることとなります。

(委員)

単純に、標準点と加算点を加算したものを入札金額で除したものに百万を乗じて得た、評価値が最も高い業者が落札業者になるというわけではないのですか。

(説明者)

評価値が最も高い者が、落札候補者となります。

(委員)

制限価格の範囲内という制約があります。予定価格を超過すれば一切だめです。予定価格以内の者の中で、値段が低くても加算点をたくさん取れなくて、値段が高い業者に逆転されて落札候補者になれない場合があり、総合評価落札方式はこのように評価項目を反映させて、価格以外も含めた総合評価により落札者を決める狙いがあります。

(委員)

安ければ良い訳ではないということは分かりましたが、「入札情報」で入札金額が記載されている3者が大丈夫ということですか。

(説明者)

3者中2者は、予定価格を超える入札金額のため、だめとなります。

(委員)

だから、予定価格を超える入札金額の2者は評価値が算出されていないのですね。単純に計算すると、落札業者以外の業者の方が評価値が高かったため、質問しました。予定価格を下回った業者が1者だけであったため、点数にかかわらず決まりということなのですね。

(説明者)

はい。

(委員)

2回目の入札で予定価格以下の業者がいなかった場合は、3回目も行うのですか。

(説明者)

3回目はなく、設計書の中味を見直して、改めて新規の入札として行うこととなります。

(委員)

予定価格も変わるということですか。

(説明者)

変わります。

(委員)

不落による随意契約は基本的にないですか。

(説明者)

ありません。

(委員)

消費税についてですが、8%、10%はどのように適用されているのですか。

(説明者)

完成時期が10月を超える場合は、10%としています。

(委員)

完成時期の問題ということですね。業者が原材料を消費税何%で仕入れようと関係なく、この場合は10%なのですね。

(説明者)

はい。

**【公共 防災・安全交付金（災害防除）（国補正分）工事】** <揖斐土木事務所>

(委員)

飛騨地域からの参加があったが、ここでやると継続的に入札参加の機会がもらえるということがあるのでしょうか。

(説明者)

特にありません。

(委員)

揖斐での実績はありますか。

(説明者)

ありません。

(委員)

揖斐地域に支店・営業所があるのですか。

(説明者)

揖斐地域には基本的に支店業者はありません。

(委員)

入札参加資格要件で地域要件を入れたものはありますか。

(説明者)

県内に本店、支店があることという要件はありますが、その他については特にありません。

(委員)

総合評価落札方式の総合点数のつけ方についてお聞きします。この工事は780点以上となっていますが、先に審議した工事は930点以上でした。若手・女性の活用モデル工事ということですが、どのように点数を決めているのですか。

(説明者)

総合点数の考え方については、岐阜県建設工事一般競争入札発注基準により、法面工事で予定価格が2,000万円以上の場合は780点以上と決まっています。

(委員)

公告を作成する際に、若手・女性を評価する理由はあるのですか。

(説明者)

モデル工事の中で、若手及び女性技術者育成型があり、若手等の育成に取り組んでいる業者に加点をしていくということです。

(委員)

予算をつける段階で、モデル工事として指定されているものなのですか。

(説明者)

予算段階ではなく、若手・女性の技術者を配置することが可能な工事について、加点項目をつけたということです。

(委員)

落札した業者はそのような業者ですか。

(説明者)

別紙7の「年令等」の項目になりますが、参加業者の中で2者に加点がついております。内1者は「満30歳以上40歳未満」の0.5点、もう1者は「満30歳未満もしくは女性」の1点の加点がついておりますので、若手・女性を配置するという事で申請がありましたが、今回の落札業者は「0点」ですので対象ではありません。

(委員)

モデル事業なので、加点を3点ぐらいあげてもいいのではないのでしょうか。30歳というのは資格の取れる最低ラインなのではないでしょうか。

(説明者)

そのようなことはなく、1級土木施工管理技士については、大卒で必要な現場経験が3年となっております。

(委員)

一般競争入札の場合、何社以上で競合させないといけないという決まりはあるのでしょうか。

(委員)

一般競争入札の場合、参加するかは自由なので、全く参加のないこともあれば、多くの参加があることもあります。最近では、人手不足で参加業者が少ないということで、モデル事業を行っているのでしょうか。一般競争入札でもそれほどたくさんの参加がないのが通常です。

昔は、指名競争入札で辞退をすると、次回から指名をしてもらえないといった不利益があるのではという思いから参加する業者もあったようですが、一般競争入札では参加は業者の自由なので、辞退をしても不利益を被ることはないということで、資料のダウンロードは多いけれど、開札してみたら1者も応札がなかったということもあります。

【公共 総合治水対策特定河川事業 大規模 県単 河川局部改良事業【債務】 上戸排水機場機器増設工事】 <岐阜土木事務所>

(委員)

増設工事とありますが、もともとの電気設備工事の業者はどこですか。

(説明者)

最初の工事の契約業者は(株)クボタです。

(委員)

今回の増設工事は、既存のものとのつなぎ合わせになりますが、どの業者でもできるのですか。

(説明者)

はい。

(委員)

1者だけで競争にならなかったことについて、どうお考えですか。

(説明者)

条件を満たす業者は30者以上ありました。近年は一般競争入札で不調・不落や1者入札が多いのが現状ですが、配置できる技術者が時期的に少なかったのではないかと考えます。

(委員)

最初の工事業者の(株)クボタが参加しなかった理由は何ですか。

(説明者)

参加しなかった理由は調べておりません。

(委員)

30者を見込まれていたということですが、何か根拠はありますか。

(説明者)

県の名簿登録業者を確認したところ、条件を満たす業者が30者以上あると見込みました。

(委員)

入札参加資格確認申請業者数が1者ということは、入札してくる業者が1者だと事前に分かるということでしょうか。

(説明者)

予想はできます。

(委員)

入札してくる業者が何者いそうかは、発注者は分かりますが、業者どうしは分かりません。

(委員)

1者しか入札に参加しそうでなかったのであれば、随意契約は考えられなかったのですか。

(委員)

競争があつて成立すれば問題はありませんし、応札業者が1者であるケースは珍しくありません。

(説明者)

この会社しかいないですよとお知らせして入札を行うのと、どれだけ応札してきてくれる業者がいるか分からない中で入札を行うのでは、意味合いが違います。今回は1者しか応札がありませんでしたが、他にも応札業者がいるのではないかということも含めてこの会社は応札してきたということです。

(委員)

予定価格が事前に公表されているのに、その予定価格ぴったりの価格で入札してきたということですよ。

(説明者)

これくらいの価格じゃなければやらないよということだと思います。

(委員)

サイフォンゲートはこの工事で設置するのですか。

(説明者)

別工事で設置します。今回の工事は、サイフォンゲートを増設することで排水機場の負担が増すのでポンプを増やし、それらを制御するためのものです。

#### 【アネックステクノ2東棟内部改修機械設備工事】 <公共建築課>

(委員)

一般的に、指名競争入札における一者入札の場合には開札を中止するのですか。また、その後の入札については、どのように執行しているのですか。

(説明者)

指名競争入札において一者入札だった場合、原則中止するということについては、県の共通した取り扱いです。入札中止後の手続きは、仕様の見直し、入札方式を指名競争から一般競争入札への変更等により再度入札を行っています。

(委員)

今回の施設について、利用目的を技術開発等ではなく技能検定のために活用することは、どのように考えていますか。また、どのような経緯があったのでしょうか。

(説明者)

施設利用については商工労働部において決定していることですが、空いた建物を外国人労働者の技能検定等に有効活用するためと聞いています。

(委員)

このような一者だけの入札は多いのですか。理由としては、やはり技術者の不足でしょうか。

(説明者)

配置する技術者の不足により入札に参加したくてもできない等の理由により、このような案件は増えています。

(委員)

応札がなく不調になった場合には、業者側への辞退理由の聞き取りは行っていますか。

(説明者)

指名競争入札の場合には、辞退した業者へのヒアリングを行っています。

(委員)

対策は何かありますか。

(説明者)

業界団体との意見交換でも情報を収集しています。利益が少ない工事は人気がなく応札が少ない状況で、金額が多く、工期が短いものほど受注意欲が高くなっています。

(委員)

今回の工事を分離発注せず、建築工事と合わせれば、金額が大きくなるのではないですか。

(説明者)

今回の工事は合計すれば、1億円弱になりますが、電気設備工事、機械設備工事の業界の育成・発展のために、これまでどおり分離発注で実施したものです。

(委員)

入札書不着と辞退とでは、取り扱いに差はありますか。また、このような場合何かペナルティが課されるのですか。

(説明者)

取り扱いに差はありません。応札も辞退もしないものが不着となりますが、辞退扱いとなり、特にペナルティがあるものではないです。

(委員)

辞退率が90%以上というのは、よくあることなのでしょうか。

(説明者)

工事内容にもよりますが、応札が一者あるいは数者程度しかないケースもあります。

(委員)

辞退率が高いことが問題だとよく言われますが、結果的に工事が行われていれば特に問題ないと思うのですが、本当に問題なのでしょうか。

(説明者)

入札については、競争原理が働き、適正な金額で落札されることが重要と考えています。

**【岐阜県郡上総合庁舎エレベーター改修工事】 <中濃県事務所>**

(委員)

中長期保全計画に基づき改修しているとのことでしたが、中長期保全計画を始めたのはいつですか。

(説明者)

平成26年度です。

(委員)

郡上総合庁舎自体は、どうするのですか。

(説明者)

耐震工事を実施しており、当面使用していく予定です。

(委員)

通常、製造元が改修も実施することが多いと思いますが、日本エレベーター製造(株)が入札に参加しなかったのはなぜでしょうか。

(説明者)

日本エレベーター製造(株)に問い合わせしてみたところ、全面リニューアルは行おうが、制御リニューアルは行わない方針だということでした。また、シャフトの規格が、現在の日本エレベーター製造(株)の規格と合っていないとのことから参加いただけませんでした。

(委員)

愛知小型エレベーター製造(株)は保守業者とのことでしたが、保守業者でも十分対応できる工事ということですか。

(説明者)

はい。

(委員)

愛知小型エレベーター製造(株)はエレベーターの設置実績はありますか。

(説明者)

製造も行っており、同様の工事实績もあります。

**【岐阜県庁舎行政棟建築工事】** <県庁舎建設課>

(委員)

2JV間において、入札額30億円の差はどこで生じたのですか。

(説明者)

入札額は各JVにおける判断となりますが、受注意欲の高さをはじめとして総合的に判断された結果ではないかと思われます。

(委員)

具体的には分からないのでしょうか。

(説明者)

分かりかねます。

(委員)

低入札価格調査において、直接工事費が確保されていることについてはしっかりと確認したということで良いですか。

(説明者)

工事費の削減によって、下請けへのしわ寄せがないことや工事の品質の確保に影響が出ないことを調査することが低入札価格調査の趣旨でもありますので、その点については調査のうえ確認しています。

(委員)

直接工事費については効率化等により一定程度節減したことは分かりますが、一般管理費はあまりにも低く抑えてあり、県で積算した一般管理費の金額との乖離が大きすぎるのではないのでしょうか。具体的にどういったことを検討されて、必要最低限の利益は確保されていて、適切に工事が行われるということを判断されたのでしょうか。

(説明者)

一般管理費が大幅に低くなっている要因としては、県と入札者とで、各経費を現場管理費と一般管理費どちらに計上するかの手法が異なっていることによります。県であれば一般管理費として計上する経費が入札額では現場管理費として計上されていることにより、一般管理費のみで比較すると差が大きくなります。その上で、全国レベルでの営業規模を活かした効率化などにより、利益に相当する一般管理費を抑えることは可能であると判断しました。

(委員)

現場管理費として計上したものを一般管理費に計上し直した金額は出していないのですか。

(説明者)

算出していません。

(委員)

低入札価格であっても下請けにしわ寄せが行かないことについて、具体的に下請金額の合理性をどう確認したのですか。

(説明者)

低入札価格調査において、積算内訳書の提出を受け、設計書と乖離が大きい費目についてはヒアリング等によりその理由を確認し、妥当性を確認しています。

(委員)

災害時には5階の危機管理フロアが対策本部となるようですが、熊本地震のとき、熊本県庁は7階か8階に災害対策本部があり、エレベーターが動かなかったために不都合があったと聞いています。今回、危機管理フロアを5階としたことは妥当な設計なのですか。

(説明者)

新庁舎では1階から3階を共用フロアとしていることと、現庁舎におけるフロア構成を参考に各部局の配置のバランスなどから総合的に判断し、5階を危機管理フロアとしました。

(委員)

3か年に及ぶ事業ということですが、予算上の措置はどうなっていますか。

(説明者)

複数年契約のための債務負担行為を設定し、各年度の工事費について単年度予算において計上しています。

【全体について】

(事務局)

揖斐土木事務所の案件における委員のご質問に対して、ご説明させていただきます。まず、入札参加資格要件の総合点数が工事によって異なったが、何で決まっているのかというご質問についてですが、岐阜県建設工事発注基準が根拠になっており、工事の種別、工事費ごとに総合点数が決まっています。次に、若手・女性技術者を加点するかどうかはどうやって決めているかというご質問についてですが、若手・女性技術者育成型総合評価落札方式の試行を平成27年度から始めており、毎年各土木事務所に2～3件の試行をお願いしているところです。

(委員長)

本委員会は、報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で知事に対して意見の具申をできることとなっています。今回は知事へ具申するほどの事項は特にないと思われるため、知事への意見は特になしということによろしいでしょうか。

(出席委員全員)

異議なし。